

議案第40号

山陽小野田市民活動センター条例の制定について
山陽小野田市民活動センター条例を次のように定める。

令和5年6月9日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市民活動センター条例

(設置)

第1条 心豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指し、市民が主体的に地域課題を解決する活動を支援又は促進するため、山陽小野田市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市民活動センター	山陽小野田市中央二丁目3番1号

(定義)

第3条 この条例において「市民活動」とは、市民、公共的団体、事業者等が自発的かつ主体的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当する活動をいう。

- (1) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (2) 宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条の公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党その他の政治活動を行う団体を推薦し、支持

し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(5) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害し、他人の生命や財産を脅かし、又は他の活動を干渉するものでないこと。

2 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行う構成員の数が3人以上の団体をいう。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報収集及び提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する人材育成及び研修に関すること。
- (3) 市民活動に関する活動の支援及び相談に関すること。
- (4) 市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な主体の相互の連携及び協創の促進に関すること。
- (5) センターの施設及び附属設備等の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の支援及びセンターの運営に必要な事業に関すること。

(使用許可)

第5条 センターを使用する者は、あらかじめ市長に申請し、その許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請した者又は使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は備品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けるとき、別表第1から別表第3までの定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。ただし、使用時間の変更等により使用料に不足額が生じた場合は、使用后これを納付しなければならない。

2 市長は、公用若しくは公益のためセンターを使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。

3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第9条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は備え付けの備品以外の器具を使用するときは、市長の許可を受けなければならない。

(目的以外の使用等の禁止)

第10条 使用者は、使用許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(販売行為等の禁止)

第11条 何人もセンター内において、市長の許可なくして物品を販売し、預かり、又は宣伝広告その他これに類する行為をしてはならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用の目的以外に使用したとき。

(4) 不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5) 公益上その他市長が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 使用者は、その使用により建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(職員の指示)

第15条 使用者は、センターの使用について、職員の指示に従わなければならない。

(指定管理者)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第15条中「職員」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) センターの使用許可に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 第4条に規定する事業の企画及び実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第5条、第6条、第9条、第11条、第12条及び第13条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第19条 第7条の規定にかかわらず、指定管理者が管理するセンター及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用する者は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を還付することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第7条関係）

会議室使用料（1時間当たり）

区分	使用料
会議室1 A	1, 240円
会議室1 B	1, 240円
会議室2	600円
会議室3	600円
会議室4	350円
会議室5	350円
備考	
<p>1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。</p> <p>2 使用者が営利（営業、宣伝等を含む。）を目的として使用する場合は、この表に定める額の100分の200相当額を加算して徴収する。</p> <p>3 使用者が市外居住者の場合は、この表に定める額の100分の50相当額を加算して徴収する。</p>	

別表第2（第7条関係）

附属設備使用料

区分	単位	使用料	備考
ロッカー	1区画	100円	1月につき
備考 ロッカーの使用期間が1月未満であるとき、又は1月未満の端数があるときは、1月として徴収する。			

別表第3（第7条関係）

冷暖房使用料（1時間当たり）

区分	冷房使用料	暖房使用料
会議室1A	490円	330円
会議室1B	490円	330円
会議室2	270円	160円
会議室3	270円	160円
会議室4	160円	110円
会議室5	160円	110円
備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。		